

庁議（令和８年７月２１日）結果について

- 1 開催日 令和８年７月２１日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、今井副市長、津田副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 デジタル推進担当部長、健康・こども部長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長、職員課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主管

6 付議事項

- (1) 平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	1 改正の理由 (1) 令和７年７月２８日「番号利用法第１９条第８号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(以下、「主務省令」という。)の改正等に伴い、主務省令と条例で重複した規定の文言整理等のため、必要な条例改正を行うもの。 (2) 基幹業務システムの標準化に伴い、令和９年３月末までに「住登外者宛名番号管理機能」及び「被保護者健診情報の連携機能」を実装するため、必要な条例改正を行うもの。 2 改正の内容 (1) 「外国人生活保護関係情報」「国民年金関係情報」等の規定の削除等を行う。 (2) 「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務」及び「被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務」等の規定の追加を行う。 3 施行日 (1) 主務省令の改正等に伴うものは、公布の日 (2) 基幹業務システムの標準化に伴うものは、令和８年１２月１日
結果	審議の結果承認された。

- (2) 平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の全部改正（案）について

概要	(1) 改正趣旨 国の制度改正へ迅速に対応するため、条例で定めることとされている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について内閣府令で定める基準のとおりとすることを規定するほか、必要な事項を定めるため、この条例を全部改正する。 (2) 施行日 公布の日から施行する。
結果	審議の結果承認された。

- (3) 平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正（案）について

概要	(1) 改正趣旨
----	----------

	国の制度改正へ迅速に対応するため、条例で定めることとされている家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について内閣府令で定める基準のとおりとすることを規定するほか、本市における家庭的保育事業に係る設備の基準を定めるため、この条例を全部改正する。 (2) 施行日 公布の日から施行する。
結果	審議の結果承認された。

(4) 平塚市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準等を定める条例の全部改正 (案) について

概要	(1) 改正趣旨 国の制度改正へ迅速に対応するため、条例で定めることとされている特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について内閣府令で定める基準のとおりとすることを規定するほか、必要な事項を定めるため、この条例を全部改正する。 (2) 施行日 公布の日から施行する。
結果	審議の結果承認された。

(5) 平塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正 (案) について

概要	(1) 改正趣旨 国の制度改正へ迅速に対応するため、条例で定めることとされている乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、内閣府令で定める基準のとおりとすることを規定するため、この条例を全部改正する。 (2) 施行日 公布の日から施行する。
結果	審議の結果承認された。

(6) 平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正 (案) について

概要	(1) 改正趣旨 国の制度改正へ迅速に対応するため、条例で定めることとされている放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、内閣府令で定める基準のとおりとすることを規定するため、この条例を全部改正する。 (2) 施行日 公布の日から施行する。
結果	審議の結果承認された。

(7) 平塚市保育所設置条例の一部を改正する条例 (案) について

概要	(1) 改正要旨 夕陽ヶ丘保育園の民営化に伴い、現敷地に民間園の建替を行う。 新園の整備期間中は、港ベイサイドホールの南側市有地に仮設園舎
----	--

	を建設し、移転をするため、夕陽ヶ丘保育園の位置について、平塚市保育所設置条例の一部改正を行うもの。 (2) 施行日 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日。
結果	審議の結果承認された。

以 上